

参考資料

1. 長期未着手の都市計画道路の見直しについて
2. 計画の策定経緯
3. 用語の解説

1. 長期未着手の都市計画道路の見直しについて

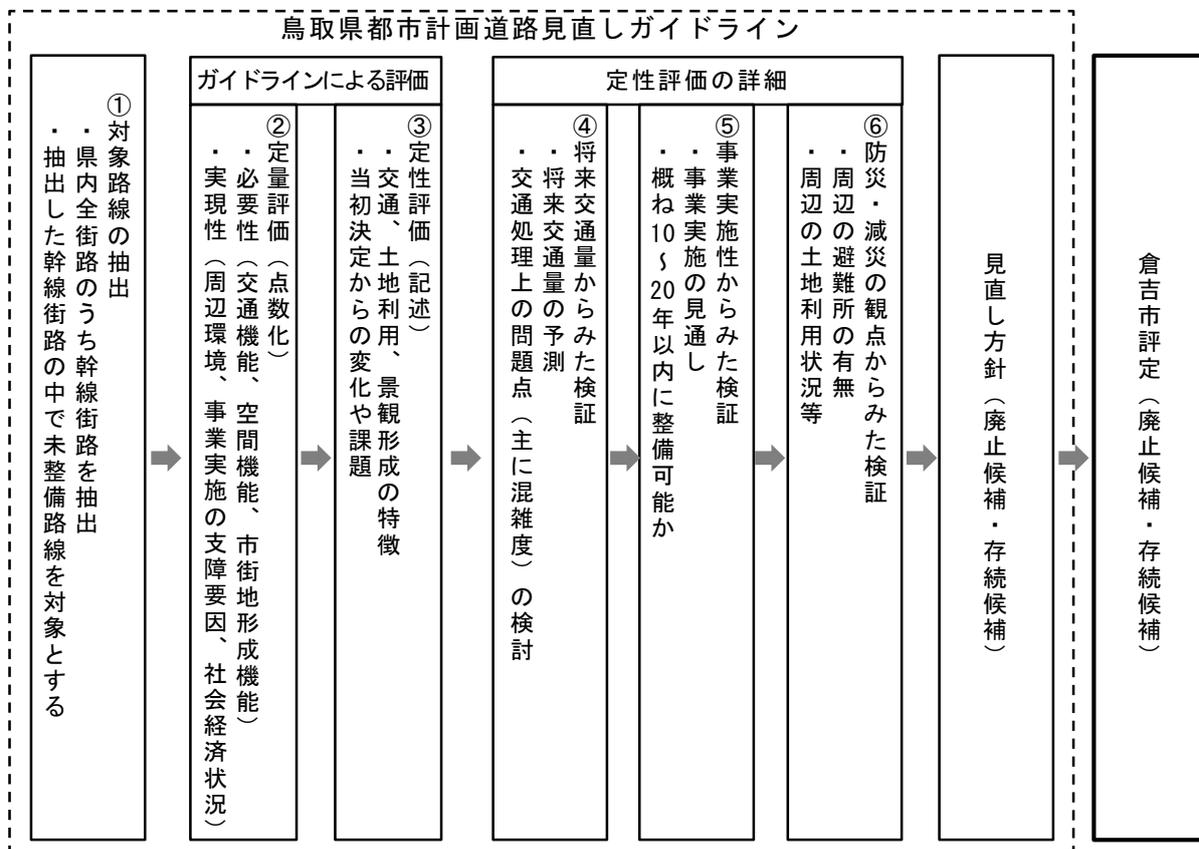
(1) 見直しの方向性について

- ・鳥取県では、都市計画決定後長期間（概ね 30 年）経過しても整備されていない路線を対象に、「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」に基づく見直し方針を整理しています。
- ・「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」では、将来交通量を見越した道路整備の必要性、今後の財政状況を踏まえた事業実現性、防災・減災の観点から当該道路の果たす役割等を検証し、「存続」、「廃止」の候補路線として見直しの方向性を判定しています。
- ・これを受け、倉吉市では上位計画の位置づけや地域の実情に応じて、倉吉市の評価を行い、次項以降に見直しの方向性を整理しました。
- ・今後、個別の都市計画道路の存続や廃止は、都市計画法の手続きの中で市民のご意見をお聞きしながら、都市計画審議会の詳細に審議を行った上で判断することとなります。

(2) 都市計画道路の見直しフロー

都市計画道路の見直しフローは以下のとおりで、「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」を受け、倉吉市の評定により見直しの方向性を検討しています。

■見直しフロー



(3) 倉吉市評定の視点

倉吉市の評定による見直しの視点は以下のとおりです。

■見直しの視点

判定区分	判定基準
廃止路線候補	以下を基準に総合的に判定 (1) 倉吉都市計画区域マスタープランなどの上位・関連計画に10年以内に位置づけがない (2) 代替路線があり、幹線道路網としての必要性が低い (3) 土地利用計画、防災上等の必要性が低い (4) 大規模な住宅等の移転や街なみへの影響、長大橋等の膨大な事業費により実現性が低い
存続路線候補	上記の廃止理由がないもの (必要に応じて幅員やルート等の道路構造について見直しを行う)

次頁に都市計画道路の見直しの方向性を示します。

(4) 見直しの方向性

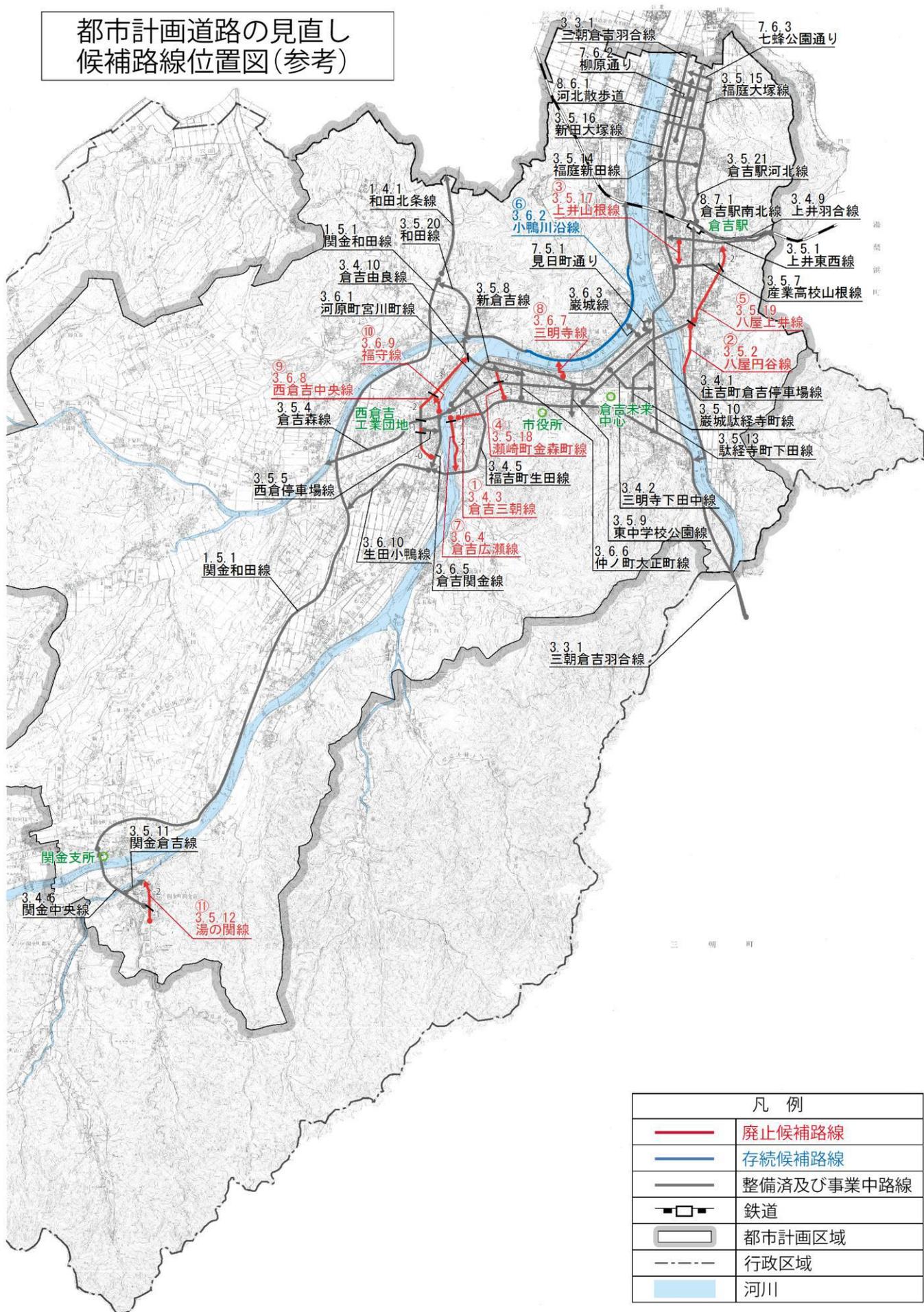
長期未着手道路の「存続」、「廃止」の方向性は以下のとおりです。

No.	都市計画道路		計画延長 (m)	現況の県道・市道名	見直しの方向性	主な判定理由
	路線番号	路線名				
1	3.4.3	倉吉三朝線	3,250	一部(市)瀬崎町鍛冶町2丁目線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
2	3.5.2	八屋円谷線	2,250	(市)下余戸八屋線	廃止	代替路線がある
3	3.5.17	上井山根線	400	一部(市)上井4号線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
4	3.5.18	瀬崎町金森町線	560	一部(市)瀬崎町福吉町線 (市)福吉町金森町線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
5	3.5.19	八屋上井線	1,180	—	廃止	大規模な住宅等の移転を伴う
6	3.6.2	小鴨川沿線	4,380	(県)倉吉江北線	存続	上位計画等の整備路線
7	3.6.4	倉吉広瀬線	970	(市)鍛冶町1丁目八幡町線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある
8	3.6.7	三明寺線	400	(市)塚町3丁目1号線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある 長大橋等の膨大な事業費がかかる
9	3.6.8	西倉吉中央線	1,820	一部(市)丸山町北野線 (市)西倉吉町中央線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある
10	3.6.9	福守線	390	(市)西倉吉町不入岡線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある
11	3.5.12	湯の関線	630	(県)常藤関金線 一部(市)中町幹線	廃止	上位計画等に整備の位置づけがない 代替路線がある

■都市計画道路 小鴨川沿線の状況



都市計画道路の見直し
候補路線位置図(参考)



凡例	
—	廃止候補路線
—	存続候補路線
—	整備済及び事業中路線
—□—	鉄道
□	都市計画区域
- - -	行政区域
■	河川

2. 計画の策定経緯

(1) マスタープランの策定経緯

	時期	都市計画審議会	プロジェクトチーム	議会	市民	策定作業	
平成28年度	7月		検討会			都市の現状と課題の整理	
	8月	第76回 8/17 ○諮問 ■今後の進め方 ■現状分析等					
	9月～3月	鳥取県中部地震のため中断					
平成29年度	4月～5月		各課個別ヒアリング			素案の作成 ■都市整備上の課題 ■将来目標の設定 ■全体構想	
	6月～7月						
	8月～9月	第77回 8/10 ■都市整備上の課題 ■将来目標の設定 ■全体構想				■市民説明会の意見集約 素案の作成 ■地域別構想	
	10月～11月	第78回 11/7 ■市民説明会報告 ■地域別構想 ■素案の協議	各課個別ヒアリング		市民説明会(4地域) 10/6～12 県と市で説明 ■県・市マス		
	12月～1月		各課個別ヒアリング		素案説明 11/17	パブリック・コメント 12/4～28 ■素案公表 ■意見聴収	■パブリック・コメントの意見集約 ■最終案
	2月～3月	第79回 2/2 ○答申 ■パブコメ報告 ■案の承認			答申報告 2/13～14		印刷 ■報告書 ■概要版

(2) 倉吉市都市計画審議会委員名簿

平成 30 年 2 月 2 日現在

区 分	氏名	所属及び役職等	備考
学 識 経 験 の あ る 者 (6 人以内)	山田 修平	学校法人藤田学院 理事長	
	倉都 祥行	倉吉商工会議所 会頭	
	福井 章人	倉吉市農業委員会 委員	平成 29 年 7 月 27 日～
	安谷 潔美	一般財団法人鳥取県建築士会	
	藤原 博文	公益社団法人 鳥取県宅地建物取引業協会 副会長 (中部支部長)	
	山口 とも子	倉吉市男女共同参画推進会議	平成 29 年 11 月 1 日～
住民を代表する者 (4 人以内)	山口 喜代美	倉吉市自治公民館連合会 常任委員	
	米舛 隆生	倉吉市自治公民館連合会 常任委員	
	福田 京子	地域づくりネットワーク 代表	
	中江 亜紀子	高城児童センター第三者委員	
市 議 会 の 議 員 (1 人)	由田 隆	倉吉市議会議員	
関係行政機関の 職 員 (4 人以内)	神宮 祥司	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長	
	中林 寛	倉吉警察署長	平成 29 年 6 月 1 日～
	木嶋 哲人	中部総合事務所農林局長	平成 29 年 6 月 1 日～
	竹森 達夫	中部総合事務所県土整備局長	

審議会会長 山田 修平

職務代理者 倉都 祥行

任 期 平成 28 年 4 月 1 日 (委嘱の日) ～ 平成 30 年 3 月 31 日

3. 用語の解説(50音順)

都市計画マスタープランで用いた用語について、50音順に掲載します。

【あ行】

IJUターン

移住の方法の総称のことを指す。Iターンは都会出身者が地方に移り、定住すること、Jターンは地方出身者がいったん都会に出たあと別の地方に移住すること、Uターンは出身地に戻ることを指す。

本市では、ワンストップ相談窓口、移住定住相談員を設けてIJUターン希望者に支援を行っている。

空き家

誰も住んでいない家屋。

空き家バンク

市区町村が中心となって居住者のいない家を活用し、地域振興などにつなげるために空き家を紹介する制度。

本市では、倉吉市空き家活用事業「くらし空き家バンク」により登録された空き家の売却または賃貸等の情報を、市への移住定住希望者に提供している。

アクセス(～性、～道路)

目的地への連絡のための交通の便や手段のこと。本来の意味は「接近、出入り」を指す。ここでは、「～性」、「～道路」などとして引用。

インターチェンジ(IC)

立体交差する道路の相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設。

運動公園

都市住民全般を対象に、主として運動のために利用することを目的とした公園。

NPO(エヌピーオー)

NPO(Non-Profit Organization)は、民間非営利法人組織の略。利益を上げることが目的としない、公益的活動を行う民間団体。

オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地の総称。公開空地。

【か行】

街区公園

都市計画で主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。

合併浄化槽

尿尿(しにょう)と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

行政区域

行政を行う上での権限の及ぶ範囲のことで都道府県・市町村のことを指す。

近隣公園

近隣住区に居住する者を利用の対象とし、ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上もっとも基本的な公園。

景観計画

景観法に基づく景観行政団体が定めることができる、良好な景観を形成するための目的や方針ならびに良好な景観を形成するために必要な行為の制限の基準を定めた計画。

本市では、平成19年3月に策定し、平成22年3月に変更している。

高規格幹線道路

高規格道路の一種で、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路。

公共交通空白地有償運送

バスやタクシーなどの公共交通が十分でない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が地域住民に提供する運送サービス。

公共施設等総合管理計画

国土交通省策定のインフラ長寿命化基本計画に基づき、都市基盤となる公共施設等について、地域の実情を踏まえて総合的かつ計画的に管理する計画を行動計画として定めたもの。

本市では、平成29年3月に策定している。

コミュニティ

地域社会、共同生活体ともいい、生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団。

【さ行】

砂防

台風や激しい雨などによって削り取られる土砂の流出を防いだり、あるいは土砂の流出をできるだけ少なくしたりすること。

シェアハウス

一つの住宅を複数の人と共用し、生活する居住形態、またその賃貸住宅。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

市街地開発事業

都市計画法に基づき、一定の地域について総合的な計画による公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を行う事業。

住区基幹公園

住民の生活行動圏域（住区）に配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた、街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれている。

重要水防箇所

洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所。

縦覧

都市計画を決定しようとするとき、都市計画の案とその理由を添えて、公衆に閲覧できるようにすること。（都市計画法第17条 都市計画の案の縦覧等）

準防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で市街地における火災の危険を防ぐために定められる。主として木造建築物の密集した市街地に指定される。

上位計画

計画・構想などを策定するうえで制約や前提となる広域の区域に関する計画。

親水

水に親しむこと。水との親和性があること。

人口集中地区(DID)

国勢調査の集計のために設定され、人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域。

人口フレーム

目標とする人口の枠組み、構造。

水源かん養

植物や土壌などが雨水を一時的に貯え水源の枯渇を防ぎ、併せて水流が一時に河川に集中して洪水が起こるのを防ぐこと。

総合公園

都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。

ソフト施策

文化や歴史、人材育成、法規制などに関する施策。

【た行】

体験型教育旅行

児童及び生徒の学校教育の一環として行われる修学旅行、遠足、移動教室、合宿、野外活動などで体験学習を行うもの。

地域高規格道路

高規格道路の一種で、高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。

地域地区

都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るもの。「用途地域」、「特別用途地区」など。

地区計画

良好な環境の形成または保持のため、合理的な土地利用を行うことを目的に、都市計画で定める制度。建築物の用途、敷地規模、建ぺい率・容積率、高さなどを定めることができる。

治山

災害を防ぐために植林などをして山を整備すること。

治水

洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水の便のため、河川の改良・保全を行うこと。

中山間地

平地から山間地にかけての傾斜地や山林の多い地域。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化法に基づき、都市の中心となる市街地の都市機能を増進させ、経済活力を向上させるための施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画。

本市では、平成27年6月30日付で内閣総理大臣の認定を受け、平成27年7月に策定している。

デマンド型交通

予約型の運行形態の輸送サービス。福祉輸送や特定施設の送迎サービス等は含まない。

伝統的建造物群保存地区

都市計画法に基づく地域地区の一種で、伝統的建造物群およびそれと一体となって歴史的風致を形成している環境を保存するために定められる地区。

特殊公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園などを総称して特殊公園という。

都市基幹公園

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市計画公園

都市公園法に基づいて地方公共団体などが設置する公園や緑地。街区公園、近隣公園、地区公園など地域ごとに配置するものや、都市住民全般に供用する総合公園や運動公園、自然的環境の保全・改善などを図る都市緑地など、様々な種類がある。

都市計画制度

都市計画法に基づいた、都市計画の制度のことで、用途地域、地区計画などがある。

都市計画道路

都市計画法に定められた都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

都市計画法

都市計画に関する基本法で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

都市計画マスタープラン

平成4年の都市計画法の改正により市町村に義務づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。「都市マス」と略すこともある。

本市では、平成20年7月に策定している。

都市施設

一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

都市的土地利用

住宅地、工業用地、事務所店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用。これに対し、自然的土地利用は農林業的土地利用に自然環境の保全を目的として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、無秩序に建物が建築されたり木造老朽家屋が密集したりする既成市街地のほか、無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、良好なまちづくりのために、区画形質を整え道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。

【な行】

農業振興地域

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域。

農振白地地域

農業振興地域の中で、農用地区域として指定されていない地域。

農用地区域

農業振興地域の中で、「農用地等」として利用すべき土地の区域。農用地等とは、農地法で言う「農地」及び「採草牧草地」のほか、農業用施設の用に供される土地などをいう。

【は行】

ハード施策

経済活動や社会生活を円滑に維持し、発展させるために必要な基礎的な施設のうち、道路や公園、情報ネットワークなどの施設整備に関する施策のこと。

麦秋景観

麦の穂が実り、収穫期を迎えた初夏に麦畑が黄色く色づいた風景のこと。

本市では北部から北栄町にかけて広がる水田でみられる。

ハザードマップ

地震や洪水等に関する危険箇所(ハザード)、避難所、病院などの拠点施設の位置をまとめた地図(マップ)のこと。

パブリック・コメント

「パブリック・コメント(手続)」は通称名であり、国の制度としての正式名は「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」という。行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度を指す。

バリアフリー

障がい者や高齢者などの日常生活や社会生活における、物理的、心理的、情報に係わる障害(バリア)を取り除いていくこと。

風致

自然の景色などの、おもむき。味わい。

付議

会議にかけること。

プロムナード

遊歩道、散策路。

放射道路

市街地中心部と市内主要拠点や周辺市町を結び、都市間交通のための幹線道路としての役割をもつ一点集中型の道路。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに作った小さな公園。

ポップカルチャー

大衆向けの娯楽映画・ポピュラー音楽・大衆小説・漫画・ゲームなどの文化。

ポテンシャル

可能性としてもっている能力。潜在的な力。

【ま行】

まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口の減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

本市では、「倉吉市未来いきいき総合戦略」を平成27年10月に策定している。

水辺の楽校

国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトで水辺をフィールドに、子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進しようというもの。

民泊

個人が所有する住宅の一部や別宅、マンションの空き室などに旅行者を有料で宿泊させること。

【や行】

用途白地地域

都市計画区域内において用途地域指定のない地域。

用途地域

都市計画法に基づき、都市地域の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度。

【ら行】

ライフライン

電気・ガス・水道等の公共公益設備、電話やインターネット等の通信設備、移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備。

リノベーション

既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させ、付加価値を与えること。

※ 用語の出典は、主にインターネット、「都市計画用語辞典/ぎょうせい」、「都市計画法令要覧/ぎょうせい」等より引用

倉吉都市計画マスタープラン

平成 30（2018）年 2 月

発 行：倉吉市 建設部 管理計画課

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町 722

TEL：0858-22-8174

FAX：0858-22-8179

<http://www.city.kurayoshi.lg.jp/>
